岡山市パートナーシップ宣誓制度
ご利用ガイドブック



岡山市

目　次

Ⅰ　パートナーシップ宣誓制度とは　・・・・・・・・・・　Ｐ １

Ⅱ　宣誓をするには

　１　宣誓することができる人・・・・・・・・・・・・・　Ｐ ２

　２　宣誓手続きの流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ ４

　３　宣誓に必要な書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ ６

Ⅲ　宣誓をした後について

　１　受領証等の再交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ ８

　２　受領証等の返還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ ８

Ⅳ　他の自治体との相互利用・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ ９

Ⅴ　よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P10

Ⅰ　パートナーシップ宣誓制度とは

岡山市パートナーシップ宣誓制度は、岡山市第六次総合計画および岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例（さんかく条例）の理念に基づき、自己の意思と責任により多様な生き方が選択できる社会の実現を目指す制度です。

岡山市におけるパートナーシップの定義は、お互いを人生のパートナーとし、共同の生活において相互に責任をもって協力し合うことを約束した二人の関係とします。
※同居していなくても対象となります。

同性、異性を問わずパートナーが、本人同士の希望により、パートナーシップ関係であると宣誓を行い、市は「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証明カード」を交付します。

この制度において、それぞれの用語が示す意味は以下のとおりです。
宣誓：二人が互いにパートナーシップ関係にあることを市長に対して誓うこと

本市では、誰もが個人として等しく尊重され、個性と能力を発揮することができる人権尊重のまちづくりの実現を目指しています。この制度は法律上の効果（婚姻や財産の相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、宣誓されたお二人のパートナーとしての想いを尊重し、市として受け止めるものです。制度の導入により、多様性の理解を広め、性的マイノリティの人々の生きづらさを軽減するとともに、様々な理由により婚姻制度を選択しない方にも多様な価値観を認めることによって、誰もが自分らしく生きることができる社会となることが期待できます。

Ⅱ　宣誓をするには

１　宣誓することができる人

次の要件のすべてを満たす必要があります。

お二人とも成年に達していること

•２０２２年４月１日以降、成人年齢は「満１８歳以上」です。

お二人とも市内に住所を有していること

•市内への転入を予定している場合を含みます。転入を予定している場合は、転出証明書等の写しをお持ちください。

お二人ともに配偶者がいないこと

•戸籍抄本、独身証明書で確認します。 外国人の方は、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書（日本語訳を添付）を提出してください。

当事者以外の者とパートナーシップの関係にないこと

•同様の制度を実施している他の自治体等で、宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓または登録を行っている方は、宣誓をすることができません。

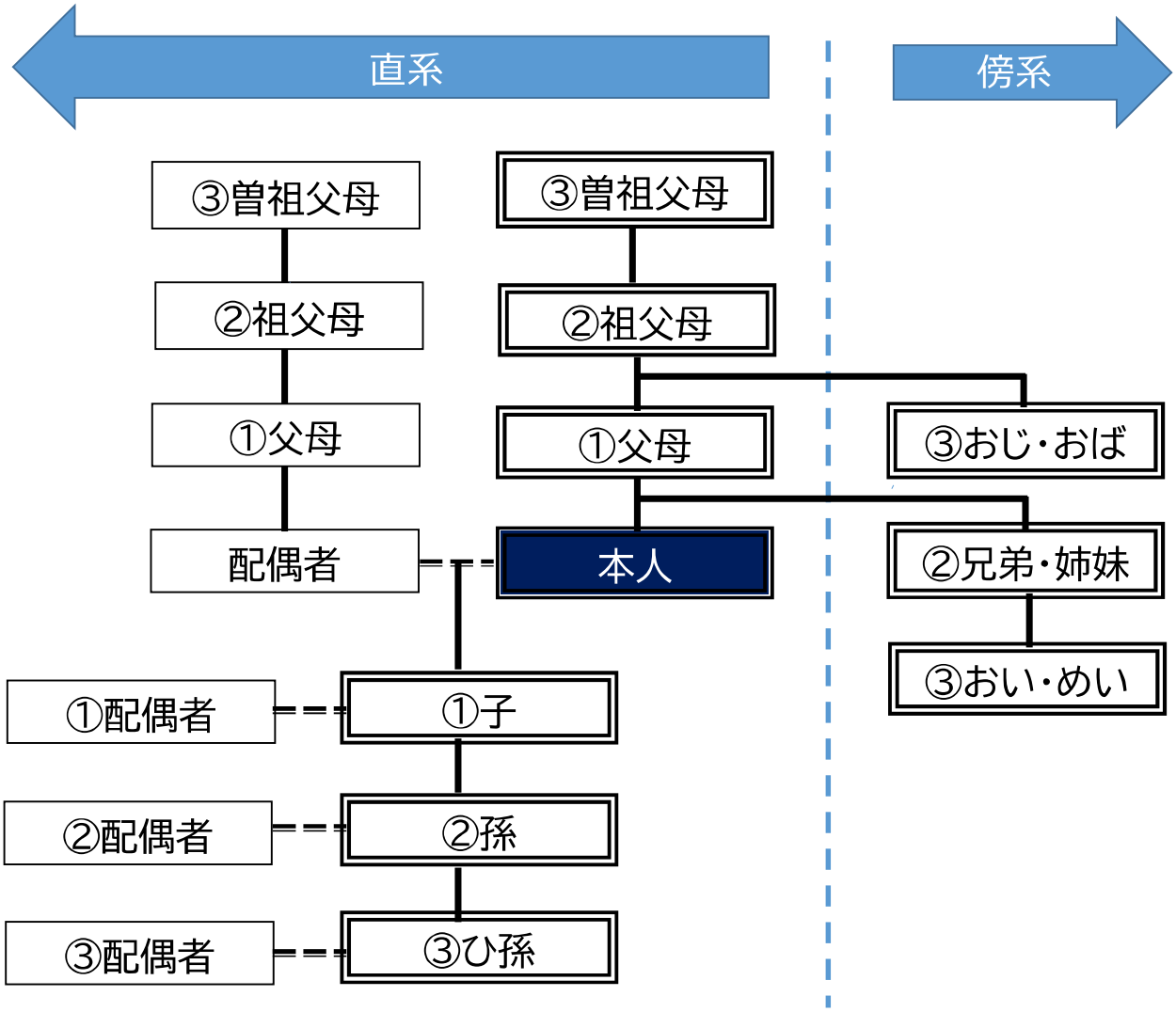
当事者同士が近親者(民法第734条から第736条に規定する婚姻をすることができないとされる続柄)でないこと

•民法の規定により、婚姻をすることができない関係にある方は、宣誓をすることができません。(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある等。次ページの図を参照)

•パートナーシップ関係に基づき養子縁組をしている、またはしていた場合は宣誓できます。（近親者間の養子縁組を除く）

パートナーシップの宣誓をすることができない関係の者（近親者）

三親等内の親族図 〇囲み数字は親等、二重線囲みは血族を表す。



２　宣誓手続きの流れ

①宣誓日の事前予約

宣誓希望日の原則７日前まで（土・日・祝日・年末年始を除く）に、来庁、電話、ＦＡＸ、Eメールのいずれかの方法で、人権推進課へ宣誓の予約をしてください。 市と宣誓日を調整します。
宣誓可能な曜日、時間帯は、人権推進課（市役所新庁舎14階）で平日（年末年始を除く）９時～１６時（１２時～１３時を除く）です。土曜日の１０時～１７時は、さんかく岡山で宣誓可能です。
当日は、原則個室で対応いたします。

宣誓予約先　人権推進課
電話　　０８６－８０３－１０７０
FAX　　０８６－２２５－１６９９
E-mail　jinkensuishin@city.okayama.jp

予約時にお伝えいただきたいこと
①宣誓希望日（場所）・時間帯　(第３希望まで)
② 宣誓されるお二人の氏名
　通称名で宣誓する場合はその通称名もご連絡ください。
　外国籍の人は国籍もご連絡ください。
③ 代表の方の日中の連絡先

②事前に用意するもの(６、７ページ参照)

【提出書類】
●**住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書**
（転入予定の方は、転出証明書の写し、賃貸借契約書を提示）
ただし、現住所が記載された有効期限内のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等を提示できる場合は提出不要です。
●**戸籍抄本、独身証明書等 独身であることを証明する書類**
外国籍の方の場合は、在日本大使館や領事館等が発行した独身証明書や婚姻要件具備証明書等及びその日本語訳
【提示書類】
●本人確認書類
（**マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等**）
●通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることを確認できる書類

③パートナーシップの宣誓（宣誓当日）

予約した日時に、必要書類（６、７ページ）をお持ちの上、
必ずパートナーのお二人で人権推進課までお越しください。
「パートナーシップ宣誓書」
「パートナーシップ宣誓に関する確認書」
をご記入いただきます。

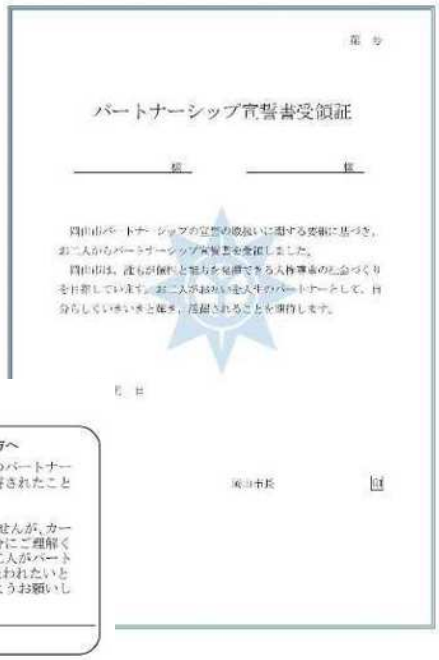
ご提出いただいた確認書やお持ちいただいた必要書類により、
宣誓者の要件や本人確認を行います。
書類に不備や不足がある場合などは、宣誓日を延期させていただくことがあります。

【宣誓できる場所】
・平日　９時～１６時
岡山市役所 人権推進課
岡山市北区大供一丁目1番1号
市役所 新庁舎14階
電話　086-803-1070

・土曜日　１０時～１７時
さんかく岡山（岡山市男女共同参画社会推進センター）
北区表町三丁目14-1-201号
アークスクエア表町2階
電話　086-803-3355

④パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

書類に不備や不足などがなければ、「宣誓書の写し」、「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領証明カード」を交付します。
カードはお１人につき１枚交付します。
書類に不備がなければ基本的に即日交付しますが、宣誓書受領証等の交付までに１時間程度はかかります。


パートナーシップ宣誓書受領証

様　　様

岡山市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領しました。

岡山市は、誰もが個人と尊厳を大切にできる人権尊重の社会づくりを目指しています。お二人がお互いを人生のパートナーとして、自分らしくいきいきと暮らし、活躍されることを期待します。

年　月　日

岡山市長

（表）


パートナーシップ宣誓書受領証明カード

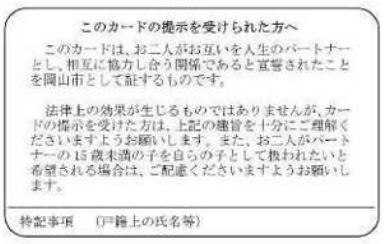
岡山市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

様　　様

第　号　令和　年　月　日

岡山市長　大森　雅夫

（裏）


このカードの提示を受けられた方へ

このカードは、お二人がお互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを岡山市として証するものです。

法律上の効果が生じるものではありませんが、カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いします。また、お二人がパートナーの15歳未満の子を自らの子として扱われたいと希望される場合は、ご配慮くださいますようお願いします。

特記事項　（戸籍上の氏名等）

3　宣誓に必要な書類

パートナーシップを宣誓するには、**「パートナーシップ宣誓書」「パートナーシップ宣誓に関する確認書」**のほか、要件確認と本人確認のため、以下の書類が必要です。

①現住所が確認できるものまたは転入を予定していることを確認できる書類

岡山市にお住まいの場合	岡山市に転入予定の場合
□住民票の写しまたは **□住民票記載事項証明書　【提出】** **⇕ いずれか** **□マイナンバーカード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（有効期限内であるものに限る。）であって住所が記載されているもの　【提示で可】**	**□転出証明書** **または** **□賃貸借契約書【提出】**
●住民票の写し等の提出書類は、１人１通の提出をお願いします。（お二人が同一世帯の場合は、お二人が記載された書類1通のみの提出でも構いません。）宣誓日以前3か月以内に交付されたものに限ります。本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。	●岡山市に転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類（転出証明書の写し、賃貸借契約書の写し等）を提出してください。

②独身であることを証明する書類

日本国籍の方の場合	外国籍の方の場合
□戸籍抄本、独身証明書	**□婚姻要件具備証明書**
●１人１通の提出をお願いします。 ● 宣誓日以前3か月以内に交付されたものに限ります。 ●本籍地が岡山市外の場合、取り寄せにお時間がかかる場合がありますので、ご注意ください。詳細は、本籍地のある自治体の戸籍担当窓口にご確認ください。	●在日本大使館や領事館等の公的機関が発行した、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。 ●宣誓日以前3か月以内に交付されたものに限ります。

③本人確認ができる書類

1点の提示 （顔写真があるもの）	2点の提示 （顔写真がないもの）
● マイナンバーカード ● パスポート ● 運転免許証 ● 住民基本台帳カード（顔写真 有） ● 障害者手帳 ● 在留カードまたは特別永住者証明書 ●その他、官公署が発行したものなど ※ 有効期限があるものについては、 有効期限内のものに限ります。	●健康保険証 ●住民基本台帳カード（顔写真なし） ●介護保険被保険者証 ●各種医療証 ●年金手帳、年金証書 ●その他、官公署が発行したものなど ※ 「氏名・生年月日」または 「氏名・住所」が記載された書類に限ります。 ※ 有効期限があるものについては、 有効期限内のものに限ります。

④通称名の使用が確認できる書類（通称名を使用する場合のみ）

宣誓の際に戸籍上の氏名ではなく、通称名を使用する場合は、その名前を社会生活の中で日常的に使用していることが客観的にわかるもの（通称名が記載されたもの）の提示が必要です。

【通称名が記載されているものの例】
・各種郵便物 ・社員証・学生証
・公共料金の請求書・病院の診察券 ・各種会員証　等

Ⅲ　宣誓をした後について

宣誓後の宣誓書受領証等に関する手続きは次のとおりです。
人権推進課で受付します。手続きの希望日時を事前にご連絡ください。
また、いずれの手続きにも本人確認ができる書類が必要です。

1　受領証等の再交付

受領証等の紛失や記載内容の変更等の場合には、再交付ができます

受領証等の紛失や汚損などの事情により再交付を希望される場合には、再交付を行います。「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」（様式第５号）を提出してください。
改姓または改名等で受領証等の記載事項の変更による再交付を希望する場合は、その事実が確認できる書類を添付してください。
紛失以外の場合は、交付済みの受領証等を添えて申請してください。

2　受領証等の返還

次の場合には、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書により届出をしてください

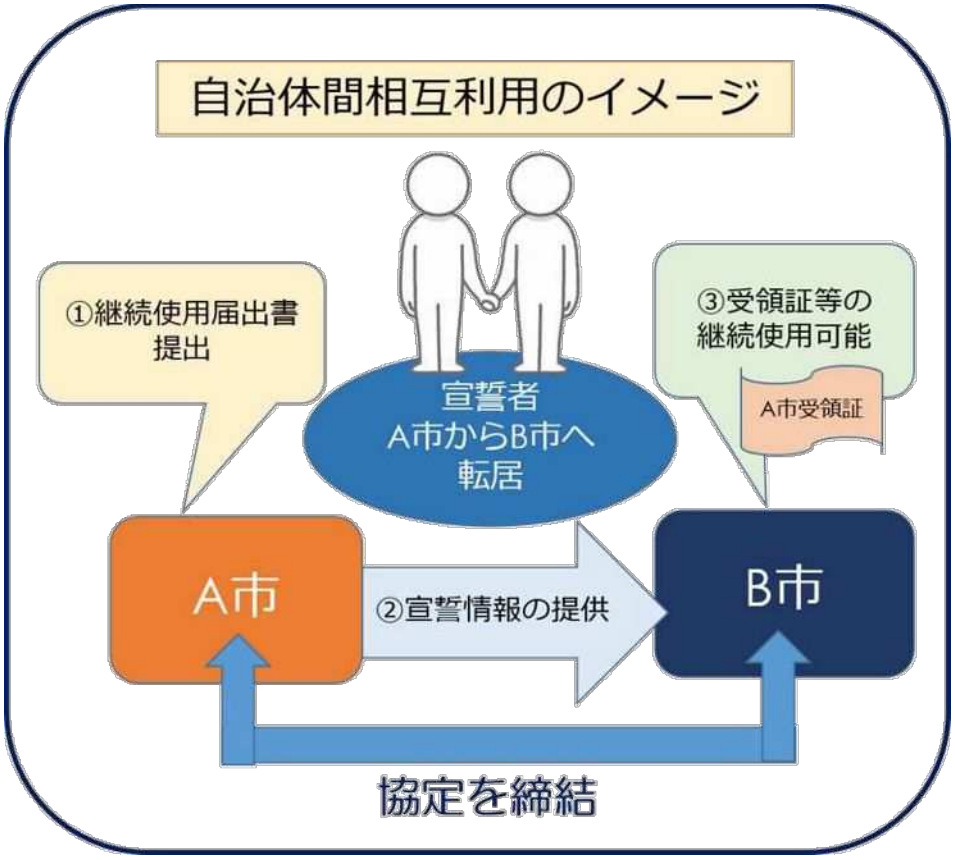
（１）	双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき
（２）	一方が死亡したとき
（３）	一方または双方が市外へ転出したとき （当事者の一方が転勤した場合、その他やむを得ない事情により一時的に転出する場合を除く。）
（４）	その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書」（様式第６号）を提出してください。
（１）（４）の場合は受領証と受領証明カードの返還が必要です。
受領証、お二人分の受領証明カード、お二人分の本人確認ができる書類をお持ちください。

Ⅳ　他の自治体との相互利用

市外に転出しても、岡山市の受領証等が継続使用できる場合があります

お二人が、パートナーシップ宣誓制度の自治体間相互利用に関する協定を締結している自治体へ転居する場合、「パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用届出書」（様式第７号）を市へ提出することにより、転居先自治体でも、そのまま使用することができます。お二人分の受領証明カード、お二人分の本人確認ができる書類をお持ちください。届出は、郵送でも行うことができますので、希望される場合は人権推進課にお問い合わせください。



A市に継続使用届出書を提出するだけで、転居先のB市においてA市で交付された受領証や証明書等がお使いいただけ、B市の行政サービスを受けられます。

Ⅴ　よくある質問

なぜ、岡山市でパートナーシップ宣誓制度を導入するのですか？

Ａ. 岡山市では、第六次総合計画において、誰もが個性と能力を発揮できる人権尊重の社会づくりを目指しています。また、平成 31 年 4 月には、岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例（さんかく条例）に、性の多様性を尊重する視点を盛り込みました。
　令和元年度に実施した「性的マイノリティに関する市民意識調査」において、「性的マイノリティに対する社会的な関心が高まっている」と感じている市民の割合は、61.9%、「パートナーシップ証明書の発行等、社会制度の見直し」が必要と考える市民は、35.7%であったことを受け、導入を決定することとしました。令和6年9月1日からは、異性パートナー（事実婚）も対象とする見直しを行いました。

パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

Ａ. 宣誓や宣誓書受領証、受領証明カードの交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料等は自己負担となります。再交付についても同様です。

制度利用に際し、プライバシーは守られますか？

Ａ. 宣誓の際は、プライバシー保護のため個室対応します。 提出された書類や記載されている内容等の個人情報等について、外部に情報を提供することはありません。

同居していないと宣誓できませんか？

Ａ. 同居している必要はありません。

性的マイノリティではない事実婚の二人は宣誓できますか？

Ａ. 事実婚（異性パートナー）のお二人も、本制度の対象となります。

宣誓をすることができるのは、同性のパートナーだけですか？

Ａ. 同性・異性を問わず宣誓できます。

養子縁組をしている場合は宣誓できませんか？

Ａ. パートナーシップ関係に基づき養子縁組をしている、またはしていた場合は宣誓できます。（近親者間の養子縁組を除く）

他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか？

Ａ. 代理の宣誓はできません。必ず、宣誓者のお二人がそろって窓口にお越しください。

通称名を使用できますか？

Ａ. 性別違和など、特段のご事情がある場合は、通称を使用することができます。通称を使用する場合、その通称を日常生活において使用していることが確認できる書類 （社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料）を宣誓時に提示していただきます。また、受領証等の裏面には、戸籍上の氏名を記載します。

パートナーシップ宣誓書受領証は即日発行されますか？

Ａ. 提出された書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は即日交付します。 ただし、内容確認等に時間を要する場合があります。また、宣誓日当日は「パートナーシップ宣誓書」、「パートナーシップ宣誓に関する確認書」にご記入いただきます。１時間程度お待ちいただくことがあります。お時間に余裕をもってお越しください。

書類に不備や不足がある場合などは、宣誓日を延期する場合や即日発行ができない場合もあります。

さんかく岡山で宣誓された場合の受領証等は、後日郵送で交付します。

外国籍の人でも宣誓できますか？

Ａ. 外国籍の人でも宣誓できます。その場合、婚姻要件具備証明書（独身証明書）など、配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添付してご提出ください。 婚姻要件具備証明書（独身証明書）等の書類については、在日本大使館・領事館等にご相談ください。なお、パートナーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

パートナーシップ宣誓制度と婚姻はどう違いますか？

Ａ. 婚姻は民法に定める法律行為であり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等様々な権利・義務が発生し ます。 一方、岡山市パートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づいて実施するため、法的な効力はありません。また宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

　パートナーシップ宣誓制度は、宣誓されたお二人のパートナーとしての思いを尊重し、受領証等を交付することにより、自分らしい生き方を応援するものです。

パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか？

Ａ. 結婚に類似した関係を構築する方法として、公正証書により、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。手続きには費用が発生します。詳しくは公証役場にお問い合わせください。

受領証等の提示でどのようなサービスが受けられますか？

Ａ. 行政サービスでは、市営住宅の入居申込・同居申請、市営墓地の使用承継、保育施設等の利用申込などが可能となります。また、受領証の提示がなくても、市民病院での面会・手術の同意や、里親認定の登録等は可能です。

　民間サービスでは、一部携帯電話会社の家族割や生命保険の受取人となることが可能となります。（サービス提供事業者にお問い合わせください。）

　今後、受けられるサービスの拡大に向けて取り組んでいきます。

受領証等に有効期限はありますか？

Ａ. ありません。

宣誓書は何年間保存されますか？

Ａ. 長期保存です。（期限なく保存されます。）

受領証等は再交付してもらえますか？

Ａ.紛失したり、汚してしまった場合、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」（様式第５号）を提出していただくことで、受領証等を再交付します。
また、改姓また改名等で受領証等の記載事項の変更による再交付を希望する場合は、その事実が確認できる書類を添付してください。
紛失以外の場合は受領証と受領証明カードを添付してください。

市外に転出する場合はどうすればよいですか？

Ａ.お二人またはいずれかお一人が市外に転出する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書」により届出をしてください。受領証及び受領証明カードを返還する必要はありません。
　本市と自治体間相互利用の協定を締結している自治体へ転出した場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用届出書」（様式第７号）を提出することにより、受領証等を返還することなく、そのまま使用できますので、人権推進課にお問い合わせください。

パートナーと関係を解消した場合はどうすればよいですか？

Ａ.「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書」（様式第６号）を提出し、パートナーシップ宣誓書受領証とお二人分の受領証明カードを返還してください。

死亡した場合は受領証等を返還しなければならないですか？

Ａ.「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書」（様式第６号）による届出は必要ですが、受領証等を返還していただく必要はありません。
亡くなられた後に再交付申請により、新たに宣誓書受領証等を発行することはできません。

死亡した場合は受領証等を返還しなければならないですか？

Ａ.「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書」（様式第６号）による届出は必要ですが、受領証等を返還していただく必要はありません。
亡くなられた後に再交付申請により、新たに宣誓書受領証等を発行することはできません。

家族も対象になりますか？

Ａ.家族（子または親）は対象となりませんが、今回の改正に合わせて、婚姻関係にあるお子さんと同様の対応がなされていくことを期待し、「お二人がパートナーの15歳未満の子を自らの子として扱われたいと希望される場合は、ご配慮くださいますようお願いします」という文言を追記しました。

岡山市パートナーシップ宣誓制度利用ガイドブック
２０２０年６月発行 ・２０２２年３月改訂
２０２３年６月改訂・２０２４年９月改訂

岡山市 市民協働局 市民協働部 人権推進課
岡山市北区大供一丁目１番１号
電話　０８６－８０３－１０７０
FAX　０８６－２２５－１６９９
E-mail jinkensuishin@city.okayama.jp